

青森県#チャリメット推進協力企業等募集・実施要領

1 趣旨

令和5年4月1日から、自転車利用者へのヘルメット着用が努力義務となったが、警察庁が発表した令和6年の着用率に係る全国調査によると、本県は9.1%（全国40位）となっており、全国平均の17.0%に遠く及ばない着用率となっている。

そこで、自転車用ヘルメット着用により、県民一人ひとりに命を守る行動を選択してもらうため、従業員や顧客等に対して、自転車用ヘルメットの着用促進を積極的に推進する企業、店舗及び団体（国及び地方公共団体を除く。）（以下「企業等」という。）を募集し、その活動内容を広報することで、他の企業や従業員にも活動の輪を広げ、もって県全体の着用率の向上につなげるものである。

2 応募資格

本事業の趣旨に賛同し、県内に本社、本店または事業の拠点がある企業等とする。ただし、次の各号に該当する企業を除く。

- (1) 地方税、消費税又は地方消費税の滞納がある。
- (2) 労働関係法令に違反している。
- (3) 暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある。

3 応募方法

従業員や顧客等が自転車用ヘルメット着用に関心を持つような、自転車用ヘルメット着用を推進する活動内容を、下記のURLの申込フォームで申し込む、または協力企業等申込書（様式1）を作成し、郵送または電子メールで下記連絡先へ送付すること。

- (1) 申込期限

令和7年5月9日（金）

- (2) 申込URL

https://apply.e-tumo.jp/pref-aomori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=16231

- (3) 連絡先

〒030-8570 青森市長島1-1-1

交通・地域社会部地域生活文化課 交通・地域安全グループ

TEL：017-734-9232

Mail：kotsu-chiiki@pref.aomori.lg.jp

4 登録

県は、応募のあった企業等の応募内容を確認し、本要領2に定める要件を満たしているとして認められる場合は、協力企業等として登録し、その旨を通知する。

5 取組の実施

本要領4により通知を受けた企業等は、通知を受けた日から令和7年11月30日（日）までの間に、本要領3により申込みを行った取組を実施すること。

6 取組の実施報告

協力企業等は、令和7年12月19日（金）までに協力企業等実施報告書（様式2）を本要領3（3）の連絡先へ提出すること。

7 周知等

本事業に係る広報・周知等は次の各号に定めるとおりとする。

（1）県HPへの掲載

県は、協力企業等の名称及び取組内容について、当該事業に係る県HPに掲載し紹介する。

（2）テレビCMへの出演

協力企業等の取組で、自転車用ヘルメット着用に関し、特に効果があると見込まれるものについて、県が作成する自転車ヘルメット着用促進に係るテレビCM内において、企業等の名称と併せて紹介する。出演する企業等の選定については別に定める。

8 その他

（1）この協力企業等の募集は、令和7年度当初予算が成立することを前提に進めているため、本要領7（2）の実施については同予算の成立をもって実施しうるものとなる。成立しなかった場合には、本要領7（2）は実施しない。なお、この場合、応募企業等の損害は補償しない。

（2）本要領に定めのない事項については、協議の上決定する。

附則

この要領は、令和7年3月4日から施行する。